

令和元年度第12回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和元年度第12回定例松本市教育委員会会議録

令和元年度第12回定例松本市教育委員会が令和2年3月26日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和2年3月26日（木）

議 事 日 程

令和2年3月26日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 教育委員提案

1 新学期の学校再開について

第4 議 事

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会公告式規則の一部改正について
- 第2号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
- 第3号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第4号 松本市教育委員会職員並びに準職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部改正について
- 第5号 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について
- 第6号 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
- 第7号 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について
- 第8号 松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の制定について
- 第9号 松本市学校司書設置要綱の一部改正について
- 第10号 松本市立小中学校等市費教員設置要綱の一部改正について
- 第11号 松本市中学生期の文化部活動指針の策定について
- 第12号 松本市学校給食費会計事務処理規程の廃止について
- 第13号 松本市給食のあり方研究会設置要綱の廃止について
- 第14号 松本市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正について
- 第15号 松本市社会教育指導員服務規程の一部改正について
- 第16号 松本市公共施設案内・予約システム更新に伴う施行規則の一部改正について
- 第17号 松本市史跡整備研究専門員設置要綱の一部改正について
- 第18号 まつもと文化遺産の認定について
- 第19号 松本市指定文化財の指定について
- 第20号 中間教室設置要領・運営要項の改正について

[報告]

- 第1号 令和2年松本市議会2月定例会の結果について
- 第2号 令和元年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて
- 第3号 スポーツ庁公募企画「令和元年度運動部活動改革プラン」完了について
- 第4号 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
- 第5号 第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定について
- 第6号 第2期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

[周知]

- 1 教育文化センター「やまべ宇宙クラブ」の実施について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長
教育長職務代理者
教 育 委 員
〃
〃

赤 羽 郁 夫
市 川 莊 一
福 島 智 子
山 田 幸 江
橋 本 要 人

〔出席職員〕

教 育 部 長
こ ど も 部 長
教 育 政 策 課 長
教育文化センター所長
学 校 教 育 課 長
学 校 指 導 課 長
学 校 給 食 課 長
生涯学習課長 兼
中央公民館長
生涯学習課
施設整備担当課長
中 央 図 書 館 長
文 化 財 課 長
文 化 財 課 課 長
(西部4地区担当)
松本城管理事務所長
松本城管理事務所
城郭整備担当課長
美 術 館 副 館 長
博 物 館 長
基幹博物館建設担当課長
学校指導課指導主事

山 内 亮
村 山 修
小 林 伸 一
加 藤 政 彦
逸 見 和 行
高 野 毅
清 澤 秀 幸
栗 田 正 和
丸 山 丈 晴
瀧 澤 裕 子
大 竹 永 明
臼 井 邦 彦
手 島 学
原 文 彦
小 口 一 夫
木 下 守
中 原 和 彦
三 溝 和 美

〔事務局〕

教育政策課

教育政策担当係長

金 井 稔

教育政策担当係長

三 村 恵 美

《開会宣言》 午後３時００分

赤羽教育長は令和元年度第１２回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 初めに、報道にも出ましたが、このたびの市内小学校教諭が逮捕されました件について、改めて児童生徒、保護者の皆様、また市民の皆様に深くおわびを申しあげたいと思います。今回の件につきましては、県教育委員会のご指導をいただきながら、生徒の心のケアに努めるとともに、さらに教職員の綱紀粛正をし、全職員が一丸となって取組みを進めて、信頼回復に努めてまいりたいと思います。まずは、私自身が新年度早々に市内全小中学校を訪問しまして、私の思いを直接伝えたいと思っています。また、その後の校内研修等についてもともに参加をして、取組みを進めてまいりたいと思います。

次に、本日は、本年度最後の定例教育委員会となります。明日で菅谷市長の任期が満了いたします。平成２７年度より新教育委員会制度により総合教育会議が年２回開催されまして、市長の主催のもと多様な課題について意見交換を重ね、例えば、その１つとして、メディアとの向き合い方等については、こども部とともに具体的な取組みが進んだと思っております。菅谷市長には教育委員会の独立性、中立性を尊重していただきましたことに対して、明日の退任式で行政委員会を代表して私から感謝の言葉を申しあげたいと思っております。

最後に、例年３月３１日に行っております市内小中学校の教職員退職者４１名への退職辞令と永年勤続表彰を合わせて、本日午前中、会場を教育文化センターに移して行ってまいりました。長い方は４０年近くであります、長年にわたり長野県教育及び松本市の教育にご尽力をいただきました先生方に感謝の気持ちをお伝えできましたことを皆様にご報告をいたします。

それでは、３分間スピーチは山田委員です。よろしくお願いいたします。

山田委員 「障害者雇用について」３分間スピーチ

教育長 ありがとうございました。

《会議録の承認》

教育長 それでは、令和元年度第１０回の定例教育委員会の議事録についてはよろしいでしょうか。

全教育委員 結構です。

《署名員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は山田委員、橋本委員です。よろしくお願いいたします。
す。

教育長 本日の案件は、議案が20件、報告6件、周知事項1件ですが、申し出がありましたので、議事に先立ちまして、橋本委員からまずお話をいただきたいと
思います。よろしくお願いいたします。

橋本委員 本日、議題が非常に多いことが若干心苦しいのですが、新型コロナウイルスをめぐ
る状況が刻々と変わってきていて、今朝方、いろいろな施設の対応を再度変更したと連絡
がありました。新聞報道によると、明日、県で4月からの学校の再開についての議論があ
るということなのですが、まさしく議論がある非常にいいタイミングなので、他の議
題以上に、今、喫緊の課題はコロナウイルス対策であり、どういうふうにこの4月以降
の学校、それからいろいろな文化施設等も含めて対応をとっていくのかということを最
優先課題として、最初に教育委員会として議論したほうがいいのではないかと思います。
明日、県での学校対応について、県と議論があるときに、松本市の教育委員会としての
きちんとしたスタンスを持ってその議論に臨むということが極めて重要ではないかと考
えて、教育長にご提案を申しあげた次第です。

教育長 文化施設は本日また再度閉じたわけですが、今の橋本委員のご提案について、
教育委員の皆様から、学校、それから文化施設、どなたからでもご発言をいただ
ければと思います。

はい、市川委員。

市川委員 私も今日はコロナウイルスについて時間が欲しいなと思っていたところであ
りました。前回、松本城を開放しますというような話があったときに、私個人の
意見としては、今月いっぱいには開けないほうがいいのではないですかという
ことは一応メールでお返ししておきました。そして、今日、また閉めるという
形なのですが、橋本委員が言っているように、このコロナに関して松本市教育
委員会としては、4月を過ぎたら、国、県から学校を再開するときに、
再開するならば我々はどういう手順でやるということとか、中身もちゃんとこ
ういう教育委員会の場でお互いが確認し合う。そういうものを確認したうえで、

我々としては1日からやるにはこういう状況にあればやりましょうとか、もう1日、2日延ばしてこうやればこうなるとか。やってくさっているとは思いますが、公にそういう仕組みをきちんと確認し合うとか、教育委員会全ての大きな問題ですから、1つの課ではなくて全部の課が、そこに向かって知恵を出すとか、そのようなものをつくってやったらいかがかということをし合おうと思ったのです。というのは、現場はすごく大変だと思うのです。明日開けろといって開けた、次の日になったら閉じろ、松本城なんて警備の関係から始まって全てがらりと変えなくてははいけませんから、大変だと思うのですよね。そのようなことも踏まえて、上からきたものをそのまま流すのではなくて、考えてほしいというのが1つです。

そしてもう1つ、私が今日お願いしたいと思ったのは、先生の不幸事です。あれは、一般の企業で言ったら、大体信用不和で、商売を止めるか半分になるかです。2人も出ているということに対して、それも飲酒の絡んだものとかわいせつなこととか、子どもたちに対して、教え、導く人がやってしまっているという重さを、人事権はここには無いですが、県に対して松本市はこういう考えだ、市教育委員会としてはこういう具合に考えていると。いろいろな意味でコンプライアンスに関しても、学校の先生同士で伝えているコンプライアンスと我々企業がやっているコンプライアンスというのは大分違うと思います。もっと簡単に言えば、会社で死亡事故、労災が起きている、しかし、それは全く顧みず、トップは明日とる仕事のことを真剣に会議をしていた。このぐらい極端な話にも私は感じるがあります。そんなことで、こういうことも中で協議、決議をして、県に松本市はこうだということを伝えられるようなことをお願いしたいと思います。以上です。

教育長

市川委員から、今、2点お話がありましたが、1点目については、これからまだ今後ご意見をいただきたいのですが、2点目については、松本市として県に対してもこのような取組みをしてコンプライアンスについて進めていくんだというようなことをまた4月以降の教育委員会で取り扱って協議をしていきたいと思いますので、それについてはよろしいでしょうか。

それでは、今、コロナ関係のことについてお話が出ましたが、他の委員さん方からご発言をいただきたいと思います。

山田委員 今、市川委員さんがおっしゃったのと私も同じなのですが、文科省から4月以降の対応については各自治体に任せるとするか、各自治体で実態に応じてというような発表があったと思うのですが、そのときに、正直言って、松本はどうするのかというのをどこかで集まって相談するのかなと思ったのです。そうでないと、おそらく自治体に任せるとすることは、教育委員会で前回の休校にするかしないかというお話があったときにも、具体的な案が少し出ていたと思うのですけれども、4月以降についても、そういうのが発表されるのかなということを思ったのですが、もしそれが無いのであれば、各学校に任せたら本当に大変だろうと思うのです。ですから、これから考えて4月の入学式に間に合うような対応策が出るのかもしれないですが、ぜひ具体的な対応を、指針というか、各学校が統一してこれだけ、こういう方向でという方向が見えるようなものを出してもらわないと学校は困るかなと思いました。

教育長 今までの経過等について、事務局で何かありますか。

学校指導課長 学校指導課からですが、4月6日からの再開を見通して、各学校に指示してあるのは、各校の実情によって変わるのはあると思うのですが、基本的な考えとしては、集団でいる時間を限りなく少なくするために、ここまで約1カ月という非常に長い休みを経ているので、まずは、児童生徒の体の負担等がそこで起きないように、例えば、短縮授業で対応する。ただし、授業も回していかなければいけないので、小学校は大変であれば30分とか35分授業にして、何とか5コマ、6コマを確保していける方向で進めたいと考えます。いつ学校閉鎖になるかも分からないので、負担がかからないように、かつ、授業日数も確保していきたいと考えております。

それから、これはもう絶対に必要になりますが、健康観察カードですね。毎朝、検温してもらったり、体調を家で見てもらって、それを記入したカードを持ってくるの登校を考えております。

また、例えば、掃除の時間などは全校同時に動くこともありますので、最小限にするとか時間をずらすとかそういう形で一斉にわいわいと動くことがないようにしたいと考えます。

あとは、下校についても一斉に学校を出てしまうと昇降口のところに集まることになりますので、班での下校とかそういう時間差の下校等を考えておりま

す。

というように、いろいろと細かいことも他にあるのですが、そういうことを指示してあります。さらに細かいことを言えば、教室内でいえば机の並べる向きとか、給食を食べるときの方向とか、あとは、教科の学習で音楽は合唱系は最初は扱わないとか、そういう細かいことが入りますが、そういうものをまた学校の実情に応じて対応できるように指示しております。現在のところ、そういったことです。

山田委員 万一、4月以降に発症する人が出た場合の保護者への通知や対応の仕方というのは、前のときあったではないですか。すぐに保護者へ通知を出して、休校にしますというような通知がおそらく出たと思うのですが、4月以降については同じような対応を改めてはしないですか。4月以降、もし感染した子どもや親が出たら、前回と同じような対応になるわけですか。

教育長 基本的には前回ご審議いただいた、子ども、保護者、それから教職員が発症した場合にはということはお決めいただいておりますので、すぐに休校します。ただ、その範囲についてはしっかりまた審議しないといけないですが、とにかく休校するというで通知を出して措置をとるということは前回お決めいただいております。

山田委員 それは4月以降、改めては出さないということですね。各学校で通知しなさいというのか。というのは、1年生は新しい保護者になるから。

教育長 分かりました。それを改めて新1年生がいるから、そういうことですね。

山田委員 出すことはないのかなと。

橋本委員 ちょっと待ってください。いただいた資料で文科省の資料は全部目を通してきましたが、別添2の最後にフローチャートが書いてありますよね。まさしく仮に4月に開校して、その後コロナウイルスの発症が出たときに、どういう手順でやるのかというのは、きちんとフローチャートで示されているわけです。その中で私が一番分からなかったのは、一番下の矢印が、「感染した児童生徒及び濃厚接触者の出席停止のみ」という選択肢と、それから「学校の全部または一部の臨時休業を実施」という、この2つの矢印が出ていて、この間をどう判断基準でどう決めるのかというのは全く不明確ですよね。だから、我々のやってきた前の議論は、そのときは全面休校にしようと言ったのが、そ

うではなくて開けますと議論ですか。一応ガイドラインとして文科省から示されたものは極めて大ざっぱなので、それを県でどういうふうにするのか、松本市としてどうするのか、もっと具体的に決めていかないと、そのときになってばたばたと判断すると基準軸がぶれてしまうと思います。したがって、今、曲りなりにもこの24日に出された文科省のこの通達をベースに、明日、県でどういう議論がされるのか知りませんが、我々なりにこれを解釈して松本市としてはこういうふうな基本的な考え方を持つんだというようなことをベースで、明日の県の議論に臨んでいただきたい。

というのは、ここから話がずれますが、先般のコロナ対策でも、県の方針に従わない市町村がたくさんあったわけです。結果的に見れば、文科省から出されている地域の特性によって弾力的にやりなさいというのに沿った形になっているのですが、おそらく明日県で議論をされても、県の言うとおりに聞くとところばかりではないと思います。県も最大公約数は決められるけれども、最大公約数以外は決められないと思います。これはもう長野県の特徴ですよ。ということは、市町村レベルでもっとしっかりとした議論をやって、市町村としてどう対応するのか、中核市になっていくわけですから、県にあまり依存することなく、それぐらいの判断力を持って対処していくということが必要なのではないかとということで、今日ご提案したわけです。

教育長 これについてはこの右側の学校の全部または一部を臨時休校すると私は理解しております。

橋本委員 それは全部なのですか。全部というのは、松本管内で1校でも出たら全部にするのですか、それともその学校だけにするのですか、それともその学級だけにするのですか。だから、そこら辺の基準が非常に不明確なのです。おそらくまたその段階になったらみんなうろうろするのです。そのときになって1校なのか地域なのか、むしろ専門家の意見を聞いてその時点で決めるけれども、基本はその児童だけということはありません。きちんと教育委員会で議論をさせてくださいということだと思うのです。というのは、なぜそんなことを言うかということ、要するに、口では実態に応じてそれぞれが決めればいいと言うけれども、それぞれが決めると、決めた人が責任を取らないといけないわけです。だから、この間、松本市も全校一斉休校にしようと思えなかったわけ

でしょう。それは、それを決めると責任を取らないといけないからです。ということ、学校の先生にこれ以上責任を取らせるということではなくて、教育委員会がこれとこれをやればあなた方は免責されますというような形で、先ほど出ましたが、こっちの向きだとか、これはやってはだめだとか、これはきちんとやりなさいとか、そういうことを事細かく決めてやらないと、それこそ学校現場は苦勞しますよ。苦勞すると同時に、やり方が甘かったということで、その校長先生が責任を取られます。そうしないようにしてあげないといけないのではないかと思います。そういう意味で、ざっくりとした文科省の話ではなくて、松本の事情にあった形で、本来は専門家も入れて、きっちり、そういった細かなことを、この段階ではこれという形で、事前準備をしておかないといけないと思います。今、感染ルートが分からない人がいるわけですね。東京都が全くこの10日間にそういうふうになっているわけですから、10日後どうなっているか分からないですよ。だから、そこをぜひとも原案をつくって、もう一度議論する必要があると思います。

教育長

ざっくりとした、大まかなものですが、実は私もこの文科省の資料を全部読んで、それについて自分なりに一応、今、橋本委員が言ったような具体案をつくってみました。

ですので、例えば、小学校のもの、中学校のもの、それから小中に共通の課題等について、昨日半日かけて、いろいろ自分なりにつくりましたので、学校にそういうものを示してやるのが学校にとってはいいと思いますし、先ほど高野課長がお話したように、6日の再開に向けて準備は進めていただいているのですが、それ以上の細かい指示をこれからしっかり出していくということが学校を支えていくことになると思います。何より一番は、教職員の負担がかなり大きいと思いますね。いわゆる3条件と言われることが重ならないように学校生活を送るということは、かなり先生たちにとっては負担が大きいことになるので、まずは、それをいかに緩和するかということと子どもたちの安全を確保するかということの2本の柱をかなり具体化していく必要はあるだろうと思っています。ですので、本日、お持ちいただいて、次回の検討のときまでに、これを見て、まだこれが足りないとか、今、橋本委員がおっしゃったことは、非常に大事なことで、検討を始めていますので、よろしくお願ひしたいと思い

ます。

橋本委員

順番が後先、逆になってしまったのですが、私の今の認識は、19日に出された国の専門家会議の見解は大変厳しい内容だったと思っています。にもかかわらず、19日に出された政府の方針が学校の一斉休業を止めるということに基づいた、どちらかというと甘い認識を示したのですね。逆に言うと、学校を閉鎖するというのは、アナウンスメント効果としてこれほど世の中を緊張させる効果はないわけです。だから、学校の休校というものを権力者がどういうふうなステートメントとして発生させるのかといったことはよく考えないといけないと思うのです。結局、その結果どうなったかという、あのステートメントは非常に厳しくて、それを受けた大阪府と兵庫県は非常に厳しい対応をとったけれども、どういうわけか東京都はとらなかった。そして、学校が再開されるんだという気持ちのまま3連休に入って、3連休に人出が増えてしまって、今、大体10日ぐらいのラグがありますから、そのところで物すごく増えているかもしれないというのが、おそらくその10日後に出てくるのです。だから、この30、31日ぐらいに出てくるわけです。したがって、今、40人ぐらいまで東京都が急激に上がっていますが、もっと増えるかもしれないという形で危機感を持っているという状態です。我々のほうは、規模は小さいけれども、松本市で1人感染源不明者が出たわけです。これがどのぐらいに感染しているのかというのは、それはおそらく10日後ぐらいに答えが出てくるのです。そうだとすると、そうならないことを願いますけれども、ここで急激に増えて、学校直前にもしかしたらまた開かれないという形になるかもしれない。要するに、前回のときに急に国からきてばたばたになったということが、予測可能な範囲に入ったものについては、早目、早目にこの場でこうするという準備を進めておかないと、また大混乱を引き起こしてしまうというのが、私の基本的な認識なのです。

もう一つが、このガイドラインの中でおそらく松本市の認識は、1、2、3とある2番目の「感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まっている地域」なのだと思います。この2番目に沿って対応をとろうと。3でないことは明らかですね。ところが、今から1の「感染状況が拡大傾向にある地域」になるかもしれない。要するに、別添1の一番上のパラグラフに①、

②、③という各地域の感染状況の認識をどの認識において、どういう対応をとるのかというのが政府で示されているわけですが、おそらく今考えているのは②の状況なのだけれども、②からここ1日、2日では、もしかしたら①にいくかもしれないという、ここの認識をきちんと持って議論をしていかないといけないということだろうと思います。

教育長 まさに県で明日その辺も議論になると思います。ですので、基本的には私どもも考えているのは、その場になったときに学校が困らないようにきちんと示していくと。それは段階を踏んで示していきたいと思っています。

保護者等の立場から、福島委員どうですか。

福島委員 学校ではこうしますというのが保護者にもきちんと伝わるような形で示していただきたいということです。

教育長 それでは、新1年生もいるので改めてそのことについては示し、それと同時に、今、橋本委員がおっしゃったように、いろいろな場合に学校が慌てないような、それから学校が悪者にならないと言いますか、責任を取るような形に進めていくということですね。

橋本委員 もう一つ重要なのは、痛みを伴うことを皆さんにお願いするときに、絶対に重要なのはケアできるものとセットで発表しないといけないと思うのですよね。だから、子どもたちの居場所をどうやって確保するのかというようなことを、まさしく慌ててこの間も議論をしました。きつくするときにはケースによっては国の手当がまずい、あるいは県の手当がまずければ、市債を発行してでも市の財政で何とかするぐらいの勢いを持って判断していくことを新市長には望みますが、我々としてずっと持っておかないといけないのは、痛みを伴うものをお願いするときにはそれをケアするものとセットでないといけないということは認識する必要があると思うのです。

それに関連して、実は図書館にお願いが1つあります。図書館を閉館するということばかりがこの間も表に出ました。でも、家にいるのだったら本を読むことも重要ではないかということで、今、貸出しだけやってもらっています。今日、2020年3月の「J o u r n a l o f H o s p i t a l I n f e c t i o n」という直近の論を読んでいて、コロナウイルスが金属などに付いたときにどれぐらい生きるのか、それが最大9日間と書かれているの

です。英語なので私の読み方がまずいかもしれませんが、紙については書いてないのです。SARS、MARSのときの検証は5日間です。そうすると、常温ベースではどうもコロナのほうが長生きしそうなのです。そうすると、例えば、図書館で貸して返ってきた本は、きちんと拭いている人もいるし、拭いていない人もいるし、1ページずつ拭く人はいないと思うのですが、そうすると、例えば、最低1週間は寝かせて、それから再度貸出すとかそういう手続きができるかできないか分からないのですが、そういうことも検討しないと、ただ単に貸し出せばいいということではなくて、周辺情報としてそんなことも検討する必要があるのではないかと思います。

教育長 感染防止対策としてということですね。初め、消毒もというようなことを考えていたのですが、なかなか難しいですし、絵本等は触るところが多いかなというようなことでいろいろと検討したのですが、全ページというわけにはいかないので、今のような貸出しの期間を置くという具体的なことは可能ですものね。返却されたものはそのままということも可能ですよね。

中央図書館長 次に読みたいという声とか、予約をされている方もいらっしゃるので、借りていかれる方のご理解をいただかないと、というところはあると思いますが、可能だと思います。

橋本委員 しかし、人気のあるものは我慢してもらうしか仕方がないでしょうね。

教育長 今、橋本委員のご発言で、痛みを伴いもののケアということで、例えば、児童館、児童センターとの関係も議論があって、私も実は3月2日から延べ40館以上、2回も3回も行った館もありますので、児童センターも全部行って、何回も見てきました。総じて言えることは、非常に家庭の協力をいただいているということです。これは本当にありがたいと思っています。当初、登録児童が全部来てしまったら大変なことになると心配していましたが、大体当初は3割ぐらい、今は大体4割まではいかないぐらいですね。ですので、非常に家庭の協力をいただいて、放課後児童クラブ、児童センターも非常に落ち着いています。3月2日、3日、4日に行ったときは、かなりざわついた雰囲気があったのですが、子どもたちも生活に慣れてきて非常に落ち着いた感じでやっていました。逆に、家にずっといる子たちがどういう状態になっているかということがなかなかつかみにくいという面もあるのかなということを、いろいろなセ

ンターに行って先生方とお話をしているところで感じていて、センターの先生方もここに登録はしているけれども来ていない子たちは家でどんなふうにいるのだろうというようなことを心配している声もありました。この点も併せてやっていく必要があるかなということを思いますし、大事な点として考えていきたいと思います。

他にございますか。

市川委員 もう一つ、今、学校は休みでも、先生も仕事はしていると思うのですが、これからまた休みが延びるとかというときに、子どもたちに対するケアとして担任の先生がいろいろなことができると思うのですよね。電話をするのもいいし、家庭訪問のように行くのもいいし、子どもと先生のつながりが切れないようにしてほしいと思います。休みの期間のときほど、35人の子どもたちに対して、先生が10日の休みのうちに1回は声を聞かせるとか、顔を見るとか、子どもたちと接しているという時間が必要だと思うのですね。そんなことを休みになってからずっと考えていたのですが、もしそういうことも教育委員会で考えていただければ非常に親としても子どもとしても心のケアには強いなと思っていました。お願いします。

教育長 ただ、家庭訪問については、ニュースでもやっている学校が出たりしましたが、もう家庭にいないとか、いろいろな家庭がありますので、家庭訪問というより電話等で声を聞くとかそういう方法で当座はやっていただいているというのが現状です。どうしても必要な家は家庭訪問をすると。

市川委員 松本ではやっているわけですか。

教育長 各学校で声を聞くとかというようなことはやっています。

市川委員 学校単位ですか。教育委員会からの指示ではなくて、校長先生の判断ですか。

学校指導課長 連絡を取ってくださいということは、大枠は教育委員会を出していますが、その方法については学校の実情に応じます。

市川委員 家庭訪問と言ったのは、一つの例ですよ。例としてそういう子どもとのつながりをほしいということで、そういうものも指示として統一してやっていかないと、学校によって違ってしまうということですね。その辺のところを今お話ししたわけです。

山田委員 この時期、異動で学校の先生は手薄になりますよね。校長先生がいない学校

もおそらくあると思います。なかなか残留の先生の負担が大きくなると思います。それに、新年度の準備もあるし、子ども対応もあるというのは結構きついただろうと思うので、その辺をどうすればいいのかと言われると困るのですが。

教育長 そうですね、特に、今までは新年度準備を子どもたちと一緒にやっていたのですが、それを先生たちだけの力で全部やると、これはもうかなりの負担ですので、市川委員のお話も含めてまた対応していきたいと思います。ただ、先生たちは休んでいるということではないということだけのご理解をいただければと思います。

市川委員 そういうつもりはないです。

山田委員 登校日のようなのがあってもいいのかなと思います。

福島委員 休校になって春休みまでの間の何日間があったと思うのですが、通知表で、最後までいかないのでは評価が今できませんというのがいくつか項目としてあったのですが、まだ終わっていない学習内容に関してはいつまでにどれだけの補講をするとかということは各学校が決めるのか、教育委員会として決めるのか、そのあたりはどういうふうになっているのでしょうか。

学校指導課長 いつまでにという設定はかなり難しいところがあると思うのですね。学校なり学年なりによって未履修というか授業ができなかったのがどのぐらいあるのかということは違いますので、4月の当初のところで、未履修分は補うようにしますが、期限を設定するのは難しい面があると思っています。ただ、できるだけ速やかにやらないと、次の教科書に入れなかったりしますので。

福島委員 その未履修がどの程度あるかということは把握されているのですか。

教育長 それだけはきちんとやらないといけないので、それは、各学校、学年、学級で全部把握するようにしています。ただ、学校によっても、教科によっても、進度が違いますので、そこは明らかにして、未履修が発生しないようなことだけはきちんとして、新年度に、授業再開のときに優先的に未履修を扱ってから新年度のところに入るということにしています。

福島委員 そういったことも保護者はおそらく結構心配もしているので、やっていない部分に関してはやりますということは、お伝えいただければと思います。

橋本委員 新型コロナウイルスの最後の1点なのですが、これは学校現場に連絡をするときにぜひともお願いしたいと思っています。国で出されるこの3つの絵があ

りますよね。東京都知事は「3密」とか言って話をしていましたが、これ自体はわかりやすくするために決して悪い図ではないのですが、ちょっとミスリーディングする可能性があります。この3つが重なった真ん中ばかりを強調し過ぎて、実は、それぞれの円、全部がリスクなのですよね。しかし、3つのうち2つは重なっていないからいいやという、それはそれでアウトなのです。だから、3つを強調するがゆえにこのリスク全体が軽視されているのではないかと。それは3つ集まったところが一番リスクは高いが、一つ一つみんなリスクなので、そこをとにかくミスリーディングしないようなプレゼンテーションをぜひともお願いしたいと思います。マスコミを見ていても、真ん中に集中し過ぎていて、マスコミの報道の仕方にも若干問題があるのかなという印象は持っています。

教育長 私も基本的には3つを別々に考えてこれを書きました。ですので、そういう意味でないと、重なったところだけを対象にしてしまうとかなり限られたことになるので、それについては各学校でもそういう認識はおそらくしていると思います。

それでは、今、いくつか課題等もいただきましたので、まず、私どもでもう1回整理をし、また学校にきちんと伝わるように進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

《議案審議》

教育長 それでは、議事に入ります。

＜議案第1号＞ 松本市教育委員会公告式規則の一部改正について

教育政策課長 議案第1号「松本市教育委員会公告式規則の一部改正について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ありましたら、お出してください。

特にご発言が無いようですので、よろしいでしょうか。それでは、第1号議案については承認することとします。

＜議案第2号＞ 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

教育政策課長 議案第2号「松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について」説明

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第2号については承認することとします。

＜議案第3号＞ 松本市教育委員会組織規則の一部改正について

教育政策課長 議案第3号「松本市教育委員会組織規則の一部改正について」説明

教育長 議案第3号については特にご発言が無いようですので、よろしいでしょうか。
それでは、議案第3号については承認することとします。

＜議案第4号＞ 松本市教育委員会職員並びに準職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部改正について

教育政策課長 議案第4号「松本市教育委員会職員並びに準職員及び非常勤職員の任用等に関する規則の一部改正について」説明

教育長 それでは、議案第4号については承認することとします。

＜議案第5号＞ 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

教育政策課長 議案第5号「松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について」説明

教育長 よろしいでしょうか。

橋本委員 異議なし。

教育長 それでは、異議なしということですので、議案第5号については承認することとします。

＜議案第6号＞ 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

教育政策課長 議案第6号「松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」説明

橋本委員 すみません、臨時にやることは無いということですか。

教育政策課長 パートタイムではあるけれども、常にこの今回決められた時間内であるということになりますので、臨時的なということはないということですのでございます。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第6号についても承認することとします。

<議案第7号> 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について

教育政策課長 議案第7号「松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について」説明

教育長 これにつきましてもよろしいでしょうか。それでは、議案第7号についても承認することとします。

<議案第8号> 松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の制定について

学校教育課長 議案第8号「松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の制定について」説明

教育長 はい、橋本委員。

橋本委員 この報酬水準というのは、県内大体同じなのですか。

学校教育課長 申し訳ありません、他市としっかり比べてはいないのですが、特に医師会と調整をして定めているというふうになっています。

橋本委員 比較するどこかの市町村は無いのですか。

学校教育課長 申し訳ありません、今、手持ちに資料がございません。

橋本委員 判断できないではないですか。無いまま金額を決めるというのはおかしい話でしょう。相場水準というのがあるわけで、相場水準も分からないままオーケーするというのは、これはひどい話です。我々はこれをいいと言っていいのか、悪いと言っていいのか、全然分かりません。

教育長 後ほどお示しするという事でよろしいでしょうか。

教育部長 申し訳ありません、あるかどうか確認させていただきます。

教育長 特に今までと大きな変更はあるのですか。

学校教育課長 変更はございません。

教育長 昨年までと同様ということですね。

学校教育課長 はい。

教育長 それだけはよろしいですか。それでは、後ほど示していただくということで、お願いします。

<議案第9号> 松本市学校司書設置要綱の一部改正について

学校教育課長 議案第9号「松本市学校司書設置要綱の一部改正について」説明

橋本委員 図書館の司書と学校の司書と身分は違うのですか。

学校教育課長 図書館の司書の場合は、勤務時間が7時間半で、通常の職員に近い形になるのですが、学校の図書館の司書の場合は、勤務時間が5時間または5時間45分というような形で時間数が違ってきます。身分としては、どちらも正規以外では会計年度任用職員という大きな枠は同じです。

橋本委員 分かりました。

市川委員 この問題とちょっと違うと思うのですが、この図書館にいる先生方はどの学校も市雇用になったと思いますが、そういう皆さんのいろいろな問題をやるところは、校長先生になるわけですか。というのは、ある図書館に行っている方2人から言われたのですが、意見を言っているのだけれどもなかなか私たちの意見は通っていないと聞いたものですから、この場を借りてちょっとお聞きしたいのですが、どのようになっていますか。

学校教育課長 学校の図書館司書の皆さんに関しては、研修会ですとかそういったことを年に10回ぐらいもっています。そういった研修会の中で、意見交換をする場を設けまして、その中でご意見等を出していただくことをしております。ただ、ご意見を出していただいてそのとおりにならないという部分ももちろんございますので、なかなか出してすぐが変わるというわけにはいかないのですが、そういった研修等含めまして意見交換をし、取り入れられることは取り入れたり、他の皆さんとも情報共有して対応するというような形で現在は進めています。

市川委員 学校においては校長先生と話すといいのですね。

学校教育課長 そうですね、学校では校長先生であったり、学校の司書教員の先生もいらっしゃいますので、そういった先生とご相談しながら対応していくというような形になると思います。

市川委員 違う学校の2人ともそのようなことを言っていたものですから、調整はどこでしているのかなと思ってお聞きしました。分かりました。

山田委員 司書の会は今もありますか。

学校教育課長 はい、内容は司書の会と同じですが、司書の皆さんで集まっていたいて、先ほどの研修とかそういう意味合いで集まる機会を設けてやっております。

山田委員 今も校長会の代表でどなたか図書館教育に関わっている校長先生はいらっし

やるのですか。

教育長 図書館教育の担当というのは他にもありますので、担当は校長会にもいると思います。

山田委員 いますよね。図書館大会とかそういうのを集約するとか。私は、司書の会によく顔を出していたのですが、そこで結構意見をもらってきて、必要なことは校長会でもお伝えしたりとかしていたのですが、確かに、司書の方たちは不満がたまるので、ぜひ聞いてあげられたらと思います。

教育長 P T A雇用のときより格段に良くなりました。

山田委員 そうですね。

教育長 P T A雇用のときは、もう大変でしたね。

福島委員 司書教諭というのは必ずしもいるわけではないですか。

教育長 学校規模で、一定規模の学校にいます。

学校指導課長 司書教諭は1 2クラスを超える学校にはほとんど行っていますが、単級の1学年1クラスくらいしかない学校にはなかなか行っていないです。

福島委員 松本の場合は全学校にいらっしゃるのですか。

教育長 人事異動のときに、一定規模以上の学校には、司書教諭の免許のある人たちを必ず配置しなくてはいけないのです。今は1 2クラスです。ですので、またお見せしますが、『学事関係職員録』というのがあるのですが、そこに司書の司というのが書かれている先生が、それが図書館の司書ではなくて司書教諭の免許を持っている先生です。

福島委員 その方と図書館で実際に司書のことをやっている方が違うということですよ。

教育長 学級担任をやりながら、司書という免許があるのですが、図書館の中で一緒にいろいろなことをやっているということです。

福島委員 だから、学校によってそこがきちんと連携が取れて意見を言えるかどうかというのは、学校ごとに違っているというのなのですね。

教育長 そうですね。

よろしいでしょうか。それでは、議案第9号については承認することとします。

<議案第10号> 松本市立小中学校等市費教員設置要綱の一部改正について

学校指導課長 議案第10号「松本市立小中学校等市費教員設置要綱の一部改正について」

説明

教育長 特にご発言が無いようですので、議案第10号については承認することとします。

<議案第11号> 松本市中学生期の文化部活動指針の策定について

学校指導課長 議案第11号「松本市中学生期の文化部活動指針の策定について」説明

教育長 はい、市川委員。

市川委員 朝の練習なのですが、朝の練習に行かないとレギュラーを外されてしまうと
言っていた親がいたのですが、この辺のことはここで言うことでもないのですが、そんなことが起きないようによく言っておいてやらないと、子どもたちは
非常にそういうところは敏感に動いているようでもありますから、難しいところ
だと思いますが、そこをぜひお願いしたいと思います。

学校指導課長 そこは非常に大事な部分ですので、繰返し各校にお願いしているところでは
あります。

市川委員 せっかくいろいろ考えてやっても、子どもたちがそのようなことでは、
かわいそうなので、よろしくお願いします。

教育長 子ども同士の中でも認め合えるような、「あいつ、来ねえから」とか言って、
そういうことが無いように、まさに自主的な活動なので、子ども同士の中で許
し合えるようなそういう雰囲気というのは大事なので、また指導していきたい
と思います。

それでは、よろしいでしょうか。議案第11号については承認することと
します。

<議案第12号> 松本市学校給食費会計事務処理規程の廃止について

学校給食課長 議案第12号「松本市学校給食費会計事務処理規程の廃止について」説明

教育長 これはよろしいでしょうか。それでは、議案第12号については承認するこ
ととします。

<議案第13号> 松本市給食のあり方研究会設置要綱の廃止について

学校給食課長 議案第13号「松本市給食のあり方研究会設置要綱の廃止について」説明
教育長 議案第13号については承認することとします。

<議案第14号> 松本市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正について

生涯学習課長兼中央公民館長 議案第14号「松本市社会教育指導員設置に関する規則の一部改正について」説明

教育長 よろしいでしょうか。

橋本委員 異議なし。

教育長 それでは、議案第14号については承認することとします。

<議案第15号> 松本市社会教育指導員服務規程の一部改正について

生涯学習課長兼中央公民課長 議案第15号「松本市社会教育指導員服務規程の一部改正について」説明

橋本委員 手当は支払うということですか。

生涯学習課長兼中央公民課長 必要に応じて支払いはするという事でございます。

教育長 もともと、どうしてこういう規程をつくったのですかね。そのほうが不思議ですね。よろしいでしょうか。

橋本委員 異議なし。

教育長 それでは、議案第15号については承認することとします。

<議案第16号> 松本市公共施設案内・予約システム更新に伴う施行規則の一部改正について

生涯学習課長兼中央公民課長 議案第16号「松本市公共施設案内・予約システム更新に伴う施行規則の一部改正について」説明

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第16号については承認することとします。

<議案第17号> 松本市史跡整備研究専門員設置要綱の一部改正について

文化財課長 議案第17号「松本市史跡整備研究専門員設置要綱の一部改正について」説明

教育長 よろしいでしょうか。

橋本委員 異議なし。

教育長 それでは、議案第 17 号については承認することとします。

<議案第 18 号> まつもと文化遺産の認定について

文化財課長 議案第 18 号「まつもと文化遺産の認定について」説明

教育長 はい、橋本委員。

橋本委員 非常に基本的なことなのですが、文化遺産に認定されるとその地区にとって
はどういう効果が発生するのでしょうか。

文化財課長 139 ページ、140 ページに要綱を記載してございますが、これについて
経済的な支援をしていくのですが、継続した事業を営む場合は、1 年間で 5 万
円、さらに実際の物の実費として 5 万円、最大 10 万まで補助金を出して事業
をしていていただくようにしています。

橋本委員 何か開発が難しくなるとかそういうデメリットは無いですか。

文化財課長 これは指定文化財制度ではございません。未指定の文化財を活用した事業で
すので、そういった指定や登録の、文化財保護法という規制は、ここには無い
です。

教育長 地域の名所旧跡のようなものを再発見しながらみんなで地域を再認識するよ
うなそういう事業にしていくということですね。

文化財課長 地元の皆さんが地元の文化財を使って地域の活性化、コミュニティスクール、
学校と結びついた活動をぜひ毎年継続してやっていただきたいということで、
こういった制度を設けています。

教育長 はい、よろしいですか。それでは、議案第 18 号については承認することと
します。

<議案第 19 号> 松本市指定文化財の指定について

文化財課長 議案第 19 号「松本市指定文化財の指定について」説明

教育長 これについてもよろしいでしょうか。それでは、議案第 19 号については承
認することとします。

<議案第 20 号> 中間教室設置要領・運営要項の改正について

学校指導課 議案第20号「中間教室設置要領・運営要項の改正について」説明

橋本委員 質問なのですが、文科省の改正は令和元年10月25日ですよね。4月1日に半年ぐらいラグがあるのですが、今回の改正自体極めて意味のある重要な改正だと思うのですが、このラグについてはどういうふうに判断をしたのですか。

学校指導課長 我々は新年度のところから切りかえようという考えでおりました。

橋本委員 しかし、文科省も10月という途中でやっているではないですか。

学校指導課長 はい。

橋本委員 こういういいことはもっと早くやったほうがいいのではないですか。

教育長 おっしゃるとおりなのですが、文科省も、例えば、3月に出しても4月には間に合わないので、経過として、大体半年ぐらいかかるということです。

橋本委員 10月25日に出ているのですが、実施時期は削除されていたか書かれていないのですが、4月1日なのですか。通知だけでしょう。

教育長 通知だけです。それは各自治体はどう受けとめてやるかということです。

橋本委員 感想としては、私はそう思います。

福島委員 運営要綱の設置目的に「心理的または精神的理由」と書いてあるのですが、それぞれどういう使い分け使分けをされているのか教えてください。

学校指導課長 明確な区分は文言として表れたものは無いと思います。

福島委員 これはどこかからの指針とかそういったものから借用というか、参考にされたものなのか、松本市が独自に要綱としてまとめたものなのか、どちらなのでしょう。

学校指導課長 これは元文があったと思います。

福島委員 例えば、医学的な背景があってというものに精神的という用語を使っているのか、どういう理解をすればいいのか分からなかったのでお伺いしたのですが、特に意味は無いですか。

学校指導課長 そうですね、気持ちに関わる部分を全てこの2つの言葉でということです。

福島委員 分かりました。

教育長 中間教室は、不登校は生徒指導上の問題で不登校になっている子は受け入れないということを一番基本にしてきたので、おそらくそれでこの文言が入っていると思います。例えば、問題行動ですとかそういうことを理由に学校に来ていない子を中間教室で受け入れると、今度は不登校の子たちとうまくいかない

ので、実際今までも何回かそういうことがありました。

橋本委員 原則としては診断書があるということですか。

教育長 診断書は特にありません。まずは、保護者ですね。保護者と面接をし、本人も同時に面接をし、学校とも連絡を取って、中間教室へ行くのが適当だろうということで、通室を開始するということです。

学校指導課長 発達障害の子どもさんを受け入れるというところではないです。

教育長 3月19日に突然、親子で私のところへ訪ねてきた子がいまして、私が開智にいるときに1年生だった子が途中で中間教室へ行かざるを得なくて行って、1年少し中間教室で過ごして、3年生のときに修学旅行を機に復帰をして、そのまま頑張って、無事高校へ合格しましたといって、親子で報告に来ていただきました。高校生活を非常に楽しみにしていました。そうやって、中間教室に行っている子たちは、進路実現ということを目指している子たちが特に多いので、それを学習サポートのような形で支援して、進路実現につなげていくということを中心とした支援をしています。それと同時に、保護者との懇談等をかなり重ねていますので、まさに心理的、精神的な部分をサポートしていくのがこれからも大事な事かなと思います。

それでは、よろしいでしょうか。議案第20号については承認することとします。

教育長 ここで、先ほどの議案第8号について説明があります。

学校教育課長 他市の状況でございますが、各市によって違うのですが、長野県の内科医では、データは若干古いのですが、年間18万4,000円という金額になります。それで、他の市もその18万4,000円という金額にしているところが半分以上で、そういったところは加算など設けずに一律でやっているということでございます。逆に、安いところでは、9万いくらかというような形で加算額を付けてやっているということで、そこは医師会と調整をして金額を決めているという状況でございます。以上です。

橋本委員 分かりました。お願いなのですが、こういう金額が出るときは、金額は相場観が無いと判断できないですね。もちろん、上下があってもいいのだけれども。それこそ横並びではないけれども、横並びすることは全然ないのだけれど

も、すみません、よろしくお願いします。

学校教育課長 はい。

<報告第1号> 令和2年松本市議会2月定例会の結果について

教育政策課長 報告第1号「令和2年松本市議会2月定例会の結果について」説明

教育長 ご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第1号については承認することとします。

<報告第2号> 令和元年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて

教育政策課長 報告第2号「令和元年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて」説明

教育長 はい、福島委員。

福島委員 助成金の規模が変更になるということなのですが、それによって区分変更の影響等のところに、外部講師を招いての研修会ができないということなのですが、今年度こういった形での研修会というのはどのぐらい行われているのでしょうか。

教育政策課長 青い冊子の1ページ目のところに「取り組みの概要」とございますが、推進協議会等の実施状況ということで、6月25日に研修会を実施しております。それから、第1回推進協議会を11月、それから1月と開催をしております。それから、校内事業研究会を9月、11月に開催というようなことで、全体の研修会は1回やっておりますし、あとは、図書館でやる予定だったのですが、コロナの関係で若干縮小しての開催ということがございまして、大まかには2回ほどやっていると思います。

福島委員 全体で2回ですか。

教育政策課長 そうです。

福島委員 先ほどの6月、11月とやっているもの以外に2回ですか。

教育政策課長 講師を呼んでというのは2回だと思います。

福島委員 講師を呼んでが2回ですね。

教育政策課長 ただ、協議会の学校の先生などを集めてやるのは、ここに書いてあるとおり協議会をやっているということです。

福島委員 その講師を招いて行ったものが2回で、それ以外のものを含めて年間1, 000万円ぐらい使っているという、そういう理解でよろしいですか。

教育長 外部機関との連携というこの外部講師のことをおっしゃっていますか。

福島委員 別紙の裏面にある、今後はできないというものが、どのぐらいの規模で今年度は行われていたのかという質問なのですが。

教育政策課長 この研修会にいくら使ったかという数字を今は持ち合わせなくて申し訳ないのですが、1, 000万円ということではなく、1回数万円です。

福島委員 具体的な数字はいいのですが、今回、縮小するということですね。3年間の事業であと2年あるという理解でいいですか。

教育政策課長 最初の1年度は地域展開部門でしたが、残りの2年間、継続であともう2年間単元展開部門でやるということです。

福島委員 縮小するということで、いろいろな負担が大きいということが原因にあるということなのですが、そもそもこれを受けるということになれば、負担というのはどういうことをしなくではいけないのではないかというのは書いてあるわけですから、それはもう承知のうえでこれに申請しているわけですね。今回、海洋教育パイオニアスクールプログラムというものを1年間やってみて、一番の成果は何だったと考えているのか、それを教えてください。それを各学校に負担をかけても継続して、かつ2年、縮小しても継続していく、その理由を教えてくださいたいです。

教育政策課長 各学校で今回のこの事業を行って、それぞれ子どもさん等からご意見をいただいております。

福島委員 私も報告書に目は通しましたが、こういうふうになって関心を持ったとか、やってみてよかったというような、それは感想ではないですか。感想は感想でいいのですが、もうちょっと上の段階で、この授業をなぜやっていくのか、その意味がどこにあるのかということです。毎回ちょっと気になっていて、これに関わっている方の話を直接聞く機会などもありまして、本当に教育政策課でこれをきちんと労力をかけて真剣にやっているのかどうかというのはよく分からないという意見もございます。ですから、やるのだったら意味のあるものをやっていただきたいし、これをやって、こういう成果が出たから、今度各学校にどういうふうにつなげていくかというところまできちんとビジョンを持って

こういうのをやってもらいたいと思うのですが、それに対する答えというのは持ち合わせているのでしょうかということです。

教育政策課長 確かに、こちらの事務局の職員の態勢としては手薄い部分が無かったとは言えませんが、ただ、学校でのこの教育についてはそれぞれ担当していただいた先生も一生懸命やっていただいて、子どもたちが川やいろいろなものを見ること、体験することによって非常に勉強になったというお話は聞いております。このようなことというのは、新科学館もそうなのですが、これからの子どもたちの教育にとっては非常に重要な部分を占めるのではないかとということで、新科学館のコンセプトにもありますとおり、教科書を使った授業も大事なのですが、そういう体験とかそういった授業、それに加えて体験活動、それを通して論理的な考え方を持っていくとか、そういった授業、勉強というのもこれからは必要だと、そういった流れの中での一つの授業ということに捉えておりますので、この海洋教育については3年間で終わってしまいますが、トライアルエコスクールという授業がございまして、それもつながっているものでございまして、そういったことにつなげて、この実践報告集を各学校に見ていただいて活用していただくといったことでつなげていきたいと思っております。

教育長 橋本委員。

橋本委員 視点が異なるかもしれないのですが、今回ギブアップしたのは、お金を出す側ではなくて学校側という理解でいいですか。要するに、課題が出てきたというのは、学校側に問題があったということでもいいですか。

教育政策課長 実際に特例校申請をしていく場合には、教科にしてプログラムを組んでいかないといけないというルールがございまして、それを5月から始めた段階で8月の申請までには、それを検証して、次年度のどういう教科に含んでいくかといったところまで時間が無かったというのが、実際のところですので、事務局側の対応が追いつかないというのが、実際のところですよ。

橋本委員 詰めが甘いのは、教育委員会が出して、教育委員会が恥をかいましてということですね。

教育政策課長 そうですね。

橋本委員 私はそこを聞いたかったのです。もともと、内陸部というのは難しい問題があるのですが、私の感覚からいくと、皆さんご存じだと思いますが、「森は海

の恋人」と言って、むしろ海の人が森の人に感謝するのです。私は岩手県の「森は海の恋人」の活動に何度か参加しましたが、漁師が森まで来て植林をしてそこからのおいしい水が海に流れていって初めて漁業ができるのですという、そういう考え方なのですね。だから、本来この部分というのは、むしろ山の人たちに海のことを理解してもらって、いかに感謝してもらうか、ここで非常にきれいに水を海に流していくことによって海洋全体が非常に豊富な海洋になるんだという意味で、全体の中の位置づけでいくと非常に重要なプログラムだと思います。だから、そこのところを根本的なところをしっかりと関係者にも理解してもらって、そんな事務的なことでこれが後退するとか落ちるとかという形になるのは、とてもみっともないという感じがします。それを決めた我々自体も詰めが甘かったと言わざるを得ないです。

教育長 今、橋本委員がおっしゃるように、全国の海洋教育パイオニアスクールの実施校を見ると、ほとんどが海辺の学校なのですよね。ですので、日本財団等でもぜひ山の学校に参加してほしいということで岐阜市と松本市が手を挙げたのですね。岐阜市はどうなっているかよく分かりませんが、例えば、安曇小中はああいう環境にいながら川との関わりがほとんど無いというようなことで、ラフティングみたいなこともやったりとか、川の大切さだとかそういうことも一緒に学習しようというようなことで始まったのですが、そこが十分でないところもあって、こういう結果だということで、これは体験を含めて特例校ではなくても単元開発部門でもこの体験的な学習を大事にしていこうと。その中で今、橋本委員がお話ししたような、海と山はつながっているということはきちんと学習の柱にしていきたいと思っています。

福島委員 1点だけいいですか。教育委員会が真面目にやっているのかというような話ということにおいて、1点だけ言っておきたいのは、事務局の方はすごくよくやってくれているということはおっしゃっていましたので、別に担当者の怠慢とかとは全く思っていないのです。それは全体的な問題だと思います。

市川委員 それについては、私の経験から補助金をもらって物事をやるという中で、これは例としてお話ししたいと思うのですが、年間1,000万円ぐらいの補助を受けるというときに、人件費とかそういうものが多いと思うのですが、人を雇わずに今いる人の中で先生方と一緒に授業のついでの中に含んでいくという

のはとても厳しいですよ。長年の中で、大勢でやってしまえばできるというのは、ほとんど成功しないですよ。これをやるために1人に責任を持たせる、そのために、1人増やすとか1人部署を空けるとか、そういうスタイルでやっていかないとこういう結果になりやすいですよ。だから、補助金の中身がどんな中身なのか、物を買うお金なのか人を使うお金なのかということでいつも線を引いて、そこに人を当てはめるという考えでやらないとこういう結果になってしまいます。いろいろ経験としてのお話として聞いてください。

山田委員 立派な冊子ができて、これを読んだときに、先生たちがどれだけ苦労したか、これをまとめるのにどれだけ大変だったかということを私は経験から思います。環境教育とか海洋教育という名前が付いてしまうとどうしてもそっちへもっていこうというまとめ方になってしまうので、ぱっと見ると、大体どこの学校も同じようなパターンでやっているなと思います。ですので、先ほど橋本委員さんがおっしゃったように、例えば、安曇なら本当に山しかないです。川もあるけれども山しかない。その川に来る水が上高地のあの源流から、上から流れていてとか、地域性を生かした学習というか、海とか海洋だから必ずしもそういうのに無理やりつながなくてもいいと、学校独自の特性のようなのを生かしたプログラムというか学習をしていいということを、最初の研修とかそういうところでやって、先生たちのもっと自由な発想の編集というか学習活動につなげないといけないかなと思います。ネックはお金をもらっているから何が何でもまとめなければいけないというのが、すごく先生たちの中にあつたので、ぜひ先生方の意見などをしっかり聞いて、それを次の年度に生かしてやらないと、またおそらく来年度もこれと同じような感じのものができてくるのではないかなというのが気になります。

教育政策課長 自由にやりたいという部分は確かにあると思うのですが、ただ、お金をもらっているものですから、計画を作る段階で財団のチェックが入るのです。そうすると、こうしなさいということになりかねないところがあるのです。

山田委員 お金をくれるなら自由にさせてくれればいいのに。

教育長 山田委員がおっしゃったように、山田委員がいらっしゃるころもそうだったのですが、安曇小中は上高地学習というのを年間を通してやっていますので、実際やっていることもぜひ生かしてやってほしいと思います。

報告第2号についてはいろいろ課題等も指摘をされましたので、その点も踏まえてまた新年度取り組んでいくということによろしいでしょうか。それでは、報告第2号は承認することとします。

<報告第3号> スポーツ庁公募企画「令和元年度運動部活動改革プラン」完了について
学校指導課長 報告第3号「スポーツ庁公募企画「令和元年度運動部活動改革プラン」完了について」説明

教育長 福島委員、どうぞ。

福島委員 ピンクの報告書の1ページに、「松本市における運動部活動を取り巻く課題」というところがあって、4点ここに挙がっているのですね。今回、この事業をすることによって、この4点に関して、何らかのこうしたらいいとか、提案でもいいですが、それぞれ何か回答を得たのか。報告書を作るときに、課題を挙げているわけですから、それに対してその回答というのが欲しいわけです。それで、最後のほうの98ページに「今後の方向性」というのがありますが、それはこの事業をやらなくても分かっていたことではないかというようなことで、せっかくこういう冊子を作るのですから、頭に置いたものとお尻に来ているものが一致しているかどうかというのは、読むものとしては一番大事なところなのです。ですので、もしあるのであれば、この1ページに対する回答を一言ずつ教えてください。

学校指導課長 まず、①の教員の業務負担の部分ですが、トレーニング内容について経験したことの無い顧問にとっては、この内容を自分で開発するのは非常に大変だと思います。それを解消するために既にできている松本山雅カリキュラムを活用するということで簡単になっております。

②についても同じ部分になってくると思います。部活動顧問であっても必ずしもスポーツを経験してきたというわけではありませんので、そのところを含めて元になるカリキュラムがあるとそれに従って指導ができるということで、フィジカルトレーニングについてはある一定程度の効果、そろそろ出てきます。

それから、③についてですが、これについてはニーズの多様化の部分ですので、きちんとそれに対応するような成果を示すことができませんでした。

それから、④の部活動の編成に対する課題ですが、これについてはその学校の中での合同のトレーニングという形で、ゲーム内容は別になりますが、練習内容につきましては一緒にトレーニングできるということが一つの答えにはなっております。以上になります。

教育長 本日に運動部活動は悩ましい部分で、課題は明確なのですが、答えが見えないというのが現状で、最終的には、今、県でも中学校体育連盟のあり方そのものを、本当に必要なのかと。それと、全国でも全国の中学校体育連盟があって、中学校の段階でもっと学校から外へ出してアスリートをきちんと育てていくような仕組みが別に必要ではないかというようなこともいろいろとあって、国全体のあり方というのも非常に問われています。しかし、この中でいろいろ活用できるところをぜひ活用しながら、特に地域アスリートの派遣、松本大学の学生なども含めて進めていくということですよね。

学校指導課長 それも視野に入れています。

教育長 せっかくこれを研究したので、ぜひこのことを続けていかないと、報告書を作って終わりというふうにしないということだけはしていかなないとけないと思いますので、引き続き取り組んでもらいたいと思います。

それでは、いろいろご意見をいただきましたので、それも踏まえてということで、報告第3号については承認することとします。

<報告第4号> 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

学校指導課長 報告第4号「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」説明

教育長 何かご意見ありましたら。

橋本委員 これはサンプルではなくて全数調査ですか。

学校指導課長 全学校です。

橋本委員 統計のぶれということはそんなに大きくないということですね。

学校指導課長 そうですね。

教育長 150ページの自分なりの目標を立てているかということで、小学生がかなり低いではないですか。全国的に見ると、小学校の部活動って全国的には結構やっていますよね。長野県はほとんど無いので、この辺の意識の差が出ている

のかなと思います。長野県は、波田小学校の陸上のクラブがいつも全国大会に出ていますが、地域性というのがかなりありますね。

福島委員 その150ページの今の割合がかなり低いというのはそうなのですが、グラフの作り方が、目盛が上と下で違っているではないですか。そろえて出してもらわないと、すごく差があるように見えますが、資料としてちょっと操作性を感じるので、お願いします。

学校指導課長 分かりました。申し訳ありませんでした。

橋本委員 素朴な疑問なのですが、体力のテストで調査をやっているのだから、運動能力も高く、体力も高いほうがいいには決まっています。例えば、ここの横に、文化芸術みたいなのがあって、それらと比べてみると、そちらのほうは松本市は全国よりも非常に高く、どちらかと言うと、松本市の環境からいって、運動能力はちょっと全般的には低いかもしれないけれども、文化芸術活動のほうは非常に熱心で、そちらが高ければ悪いのかということもあります。だから、これだけ見ると、確かにそのとおりなのだけれども、全体の総合バランスの中で評価していく必要があるのかもしれないと思います。

教育長 おっしゃるとおりで、例えば、今年はOMFも小学生も「子どものための音楽会」は6年生全員、それから中学生も「子どものためのオペラ」は全員鑑賞しています。市長も子どものためにということを非常に大事にされてきているので、そういう面は、全国的に見ても松本の子どもたちは非常に恵まれていると思います。おっしゃるとおり、トータルで子どもを見ていかないと、あそこが悪い、ここが悪いというようなことになっていってしまうので、これは、一資料です。

学校指導課長 こうやって測定があるので、県によっては毎日の業間運動の中で、必ずこの種目を練習するという県もあります。ですので、それによって得た数値は全く意味の無いものだと思います。毎日の運動の中でつけた力を測定するのが正しい測定だと思っていますので、そういう考えのもとでやっております。

教育長 学力テストの前に前年の類似問題を練習してというようなことは、松本市は一切しないでということであります。ただ、子どもたちに体力などの向上をしてもらうのは、それは大事なことです。今年度、事故報告の中でこれは大きな課題だと思っているのですが、骨折が本当に多かったのです。ちょっとしたこ

とで、鬼ごっこをやっているつまずいて転んで骨折とか。ですので、高野課長と話していたのは、来年度は勉強も大事だけれども、まずは、体力づくりというか、敏捷性とかということが大事だということです。遊びが足りないのかなということを、本当に危惧をするようになりました。このコロナの影響で余計にまた太陽の下で遊ぶということが無くなってきたりするので、その辺も含めて学校には工夫していただくようお願いしていきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、報告第4号については承認することとします。

<報告第5号> 第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定について

こども部長 報告第5号「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定について」説明

<報告第6号> 第2期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について

こども部長 報告第6号「第2期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について」説明

教育長 本当に綿密な計画をお示しいただきました。5号、6号を通してご質問等ございましたらお願いいたします。

「子どもにやさしいまちづくり推進計画」「子ども・子育て支援事業計画」両方とも市の教育委員会の第2次教育振興基本計画との整合性をとっていただいています。ですので、逆に、今度は私たちも来年度から第3次教育振興基本計画をつくるときに、本日お示しいただいたこの2つの計画との整合性を図りながら、お互いに連携をしながら計画を立てていかなければいけないということのを改めて教えられたように思いますので、ぜひ生かしていきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、報告第5号、第6号については承認することとします。

<周知事項1> 教育文化センター「やまべ宇宙クラブ」の実施について

教育文化センター所長 周知事項1「教育文化センター「やまべ宇宙クラブ」の実施について」説明

教育長 それでは、以上で予定されていた案件は終了しました。事務局からお願いを

いたします。

事務局 4月16日は教育委員研究会、23日は定例教育委員会になりますので、よろしく申し上げます。

橋本委員 最初に議論した新型コロナ関係の学校対応というのは、この間に臨時か何かで呼ばれるようなことがありますか。

事務局 明日、県の話があるということを受けて、学校の準備等もありますので、学校の準備が間に合う範囲で、もし状況が変わるようであれば、来週開くということになるかと思しますので、30日か31日にあるかもしれないという状況です。

教育長 30、31日に連絡をすることもあるので、そのときはまた時間等もお知らせしますということですね。

橋本委員 市川さんから提案のあった不祥事への対応というのは、16日ですか。

教育長 そうですね。そのときの案件にもよりますが、できれば16日に。もしかしたら1回で終わらないかもしれないので、2回ぐらい検討してというようなこともあるかもしれません。

橋本委員 それはイメージですね。多少前後するかもしれないですね。3点目にもう一ついいですか、県警の体制が大分変わったではないですか。子どもたちの部分のところは、結構てこ入れしたような組織改正と理解していいのですかね。組織改正だけを見ても私も中身がよく分からないですが。

市川委員 直接的なものはあまり関係ないと思います。

橋本委員 関係ないですか。

市川委員 松本警察署がかなり本気に変えたいと言っているという話だけは聞いています。

教育長 その点についてはまた情報収集しながら随時ということをお願いいたします。それでは、以上で第12回の定例教育委員会を終了いたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和元年度第12回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後6時00分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

山田 幸江

橋本 要人
